

第3講

異国船の撃退に防備は不要！？ —無二念打払令の本当の目的— (2018年度第3問)

1825年、江戸幕府は異国船打払令(無二念打払令)を出した。この前後の出来事に関して述べた、次の(1)～(5)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えなさい。

- (1) 1823年、水戸藩領の漁師らは、太平洋岸の沖合でイギリスの捕鯨船に遭遇した。彼らは、その際に密かに交易をおこなったとの嫌疑を受け、水戸藩の役人により処罰された。
- (2) 1824年、イギリス捕鯨船の乗組員が、常陸の大津浜に上陸した。幕府および水戸藩は、この事件への対応に迫られた。
- (3) この異国船打払令を将軍が裁可するにあたり、幕府老中は、近海に出没する異国の漁船については、格別の防備は不要であるとの見解を、将軍に説明していた。
- (4) 異国船打払令と同時に、幕府は関連する法令も出した。それは、海上で廻船や漁船が異国の船と「親しみ候」事態について、あらためて厳禁する趣旨のものであった。
- (5) 1810年から会津藩に課されていた江戸湾の防備は1820年に免除され、同じく白河藩による防備は1823年に免除された。以後、江戸湾の防備は、浦賀奉行および房総代官配下の役人が担当する体制に縮小され、1825年以後になっても拡充されることがなかった。

設 問

A 異国船打払いを命じる法令を出したにもかかわらず(5)のように沿岸防備を強化しなかった幕府の姿勢は、異国船に対するどのような認識にもとづいたものか。2行(60字)以内で説明しなさい。

B 異国船打払令と同時に(4)の法令も出されたことから、幕府の政策にはどのような意図があったと考えられるか。3行(90字)以内で述べなさい。

解いてみましょう（第3講）Aについて

1 問われている（求められている）ことを確認する。

幕府が

ア

理由を書く。

幕府の

イ

を書く。

ウ 2行（60字）以内で書く。

2 資料と教科書の内容とを照らし合わせる。

教科書の



3 与えられた資料と教科書の記述から作成した「東大チャート」を解く。

次のページに「東大チャート」があります。

東大チャート 「異国船打払令発令時の幕府の認識」(2018年度第3問設問A)

()へは、ほぼ抜き出すか、訳して入れる。)へは、考えて「決めぜりふ」を入れる。

【教科書の記述】
幕府は、船員と住民との衝突などを回避するため、異国船に薪水・食糧を供給して帰国させる方針をとっていたが、1825(文政8)年、異国船打払令(無二念打払令)を出し、外国船を撃退するよう命じた。(P.236)

(1) 1823年、水戸藩領の漁師らは、太平洋岸の沖合でイギリスの捕鯨船に遭遇した。彼らは、その際に密かに交易をおこなったとの嫌疑を受け、水戸藩の役人により処罰された。

(2) 1824年、イギリス捕鯨船の乗組員が、常陸の大津浜に上陸した。幕府および水戸藩は、この事件への対応に迫られた。

(3) この異国船打払令を将軍が裁可するにあたり、幕府老中は、近海に出没する異国の漁船については、格別の防備は不要であるとの見解を、将軍に説明していた。

以前は、外国船の船員 = ① と住民 = ② の ③ などを回避するために薪水・食糧を供給して帰国させる方針であったが、1825年に異国船打払令を出して、外国船を無二念 = ④ に(で) ⑤ するよう改めた。

異国船打払令が出される2年前に漁師が水戸藩から処罰された理由は、イギリスの ⑥ と ⑦ をおこなったとの嫌疑であった。

異国船打払令が出される前年に起こった事件で問題とされたのは、イギリスの ⑥ の乗組員との間に具体的な ③ があつたからではなく、上陸したという事実、つまり、① と ② とが ⑧ する可能性に対してであった。

老中が想定している ⑨ 異国船とは、対応のための防備を強化する必要のない ⑩ であり、⑪ ではなかった。そのため幕府は ⑫ を感じていなかった。

抜き出したものをまとめる

異国船打払令を出したにもかかわらず、特に沿岸防備を強化しなかった理由は、

異国船打払令が出される直前に、② と ⑧ があつたり、それが

危惧されたりした異国船とは、いずれも ⑥ であつた。そのため、異国船打

払令が出された時、幕府が打ち払う対象として想定していた ⑨

異国船とは、対応のための防備を強化する必要のない ⑥ のような

⑩ であり、⑪ ではなかつた。

そのため、幕府は ⑫ を感じていなかつた。



4 60字以内に要約する。

解いてみましょう（第3講）Bについて

1 問われている（求められている）ことを確認する。

ア

について書く。

イ

から考えて書く。

ウ 3行（90字）以内で書く。

2 資料と教科書の内容とを照らし合わせる。

資料(4)に、「**あらためて**」厳禁するとあることからは、

エ

であるから、それ以前に出されていた日本人と外国人の接触を厳禁した法令を確認する。

教科書の



3 与えられた資料と教科書の記述から作成した「東大チャート」を解く。

次のページに「東大チャート」があります。

東大チャート「異国船打払令を発令した幕府の政策的意図」(2018年度第3問設問B)

()へは、ほぼ抜き出して入れる。)へは、考えて「決めぜりふ」を入れる。

※ 今回は空欄の番号は、**設問Aのチャートと同じもの**を使用します。

【教科書の記述】

幕府は、船員と住民との衝突などを回避するため、異国船に薪水・食糧を供給して帰国させる方針をとっていたが、1825(文政8)年、異国船打払令(無二念打払令)を出し、外国船を撃退するよう命じた。(P. 236)

(1) 1823年、水戸藩領の漁師らは、太平洋岸の沖合でイギリスの捕鯨船に遭遇した。彼らは、その際に密かに交易をおこなったとの嫌疑を受け、水戸藩の役人により処罰された。

(2) 1824年、イギリス捕鯨船の乗組員が、常陸の大津浜に上陸した。幕府および水戸藩は、この事件への対応に迫られた。

資料(4)に、「あらためて」厳禁するとあることからは、

エ **海上で廻船や漁船が異国の船と「親しみ候」事態**



【教科書の記述】

活発な海外貿易も幕藩体制が固まるにつれて、日本人の海外渡航や貿易に制限が加えられるようになった。その理由の第1は、キリスト教の禁教政策にある。理由の第2は、幕府が貿易の利益を独占するため、貿易に関係している西国の大名が富強になることを恐れて貿易を幕府の統制下におこうとした。(P. 178~179)

以前は、外国船の船員 = ① と住民 = ② の ③ などを回避するために薪水・食糧を供給して帰国させる方針であったが、1825年に異国船打払令を出して、外国船を ④ に(で) ⑤ するよう改めた。

異国船打払令が出される2年前に漁師が水戸藩から処罰された理由は、イギリスの ⑥ と ⑦ をおこなったとの嫌疑であった。

異国船打払令が出される前年に、起こった事件で、問題とされたのは、イギリスの ⑥ の乗組員との間に具体的な ③ があつたからではなく、上陸したという事実、つまり、① と ② とが ⑧ する可能性に対してであった。

幕府が ① と ② との ⑧ を禁止した理由は、⑬ の徹底と、自由な ⑭ = ⑦ を ⑮ ことによって、⑭ を ⑯ 下におくためであった。

抜き出したものをまとめる

異国船打払令は、④ に外国船を ⑤ することで、海上で廻船
や ⑨ が異国の船と遭遇したり、① が上陸して ②
と ⑧ したりすることを防ぐことために発布された。
その目的は、⑬ の徹底と、⑭ を ⑯
するために、② が許可なく外国と ⑦ することを
⑮ ためであった。



4 90字以内に要約する。

まとめ

異国船打払令は、1808年にイギリス船フェートン号が、長崎に侵入して乱暴の限りを尽くした事件（フェートン号事件）との関係で説明されることが多い。その後、幕府は海岸線に大砲を備えさせており、軍事衝突も覚悟の政策であったと思われがちである。しかし、実際の目的は